

## 意見書に対する反対討論要旨（2010/12/17）

私は、日本共産党県議団として、提案されました意見書案のうちの4件について、討論を行います。

まず、「基幹的農業水利施設の老朽化に対する保全管理の充実強化と大規模畑地かんがい事業の予算充実を求める意見書案」について、反対いたします。

わが党はもちろん、本県の農家と農業への支援を、政府や県に対して強く求める立場であります。しかしながら、本意見書案が求めているのは、現在、県内で展開されている大規模の畑地かんがい事業に対するの予算充実であります。

これらには、膨大な事業費と時間が必要であります。沖永良部地区は、総事業費が約320億円、附帯県営事業費は約280億円で、事業開始から完成まで11年間。徳之島地区は総事業費が約590億円、附帯県営事業が約655億円で、18年もかかるものです。

また、徳之島では、住民と約束した場所を越えて樹木の伐採が行われ、自然破壊の実態に住民が農水省に抗議して、伐採を中止させた経過もありました。地元のみなさんから、姿を現した巨大なダム本体の様子を見ながら、これだけ巨大なダムに果たして水がたまるのだろうか、問いかけられました。喜界地下ダムも、徳之島ダムも、大規模なダム本体工事の1件が50億円、60億円の工事は、県外のゼネコンが受注しています。県内多くの兼業農家、家族経営農家にとって、必要な事業は、10数年もかけて作られる、莫大な国費や県費、受益者負担が生じる大規模なダム建設ではなく、今すぐ役立つもっと簡易な畑かんの事業ではないでしょうか。よって一律に、大規模な畑かん事業の予算充実を求める本意見書案には賛成できません。

次に、「政府に対し万全の危機管理体制の構築を求める意見書案」について反対いたします。

わが党は、今回の北朝鮮による延坪（ヨンピョン）島砲撃事件は、断じて許されるものではない無法な行為であり、北朝鮮の軍事挑発行動を厳しく非難するものであります。

同時に、今、こうした無法行為をどう解決していくかが問われており、今回の事件をさらなる軍事的緊張や軍事紛争につなげることなく、外交的・政治的な努力によって解決することが必要です。

意見書案には、当日の政府首脳の行動を細かく取り上げ、危機管理がないと問題視しています。もちろん、政府としての危機管理は必要であります。このような無法な挑発行為に過剰に反応し、国民に危機感を煽るような行動は、政府として慎まなければなりません。冷静に、平和的な解決の方向を国民に示していくことが、憲法9条を持つ国の政府としてやるべきことであります。よって、本意見書案には賛成できないものであります。

次に、「朝鮮高級学校を高校授業料無償化の対象とすることについての意見書案」について、反対いたします。

国内に居住する外国人の子どもたちの教育を保障することは、国際社会の一員としての日本

の責務です。とりわけ朝鮮学校で学ぶ在日韓国・朝鮮人の子どもたちは、国内で生まれ居住し、多くが将来も日本社会で生活していくことから、政府が教育を保障するのは当然です。全ての高校生に学ぶ権利を保障するための無償化が、その精神に逆行して新たな差別を生むことは許されません。日本が批准している国際人権規約や子どもの権利条約にも反します。意見書案では、朝鮮高級学校での教育内容を取り上げ、無償化の対象除外を求めています。日本の小・中学校、高校にあたる朝鮮学校は、朝鮮史や朝鮮語の授業を除いて、日本の学習指導要領に準拠したカリキュラムをとっています。朝鮮学校は、都道府県に教育内容を届けしており、都道府県は、朝鮮学校に一定の助成を行い、ほとんどの大学が朝鮮高級学校卒業生に日本の高校卒業制と同等の受験資格を認めています。

今年、日本による「韓国併合」から100年の年でした。朝鮮学校で学ぶ在日韓国・朝鮮人は、日本の植民地支配下で徴用されるなどして、やむをえず、日本に渡った人々の子孫であります。日本政府には植民地支配の反省に立って、将来にわたって隣国と友好関係を築く努力が不可欠です。在日の人々への政策、朝鮮学校への政策はその重要な分野です。朝鮮学校が北朝鮮と関係があると言って、拉致問題に責任のない子どもたちに報復まがいのことをするのは論外です。以上の理由から、本意見書案には、反対であります。

最後に、「ロシア大統領の北方領土訪問に抗議し、毅然たる外交姿勢を求める意見書案」について、賛成の立場で討論いたします。

ロシア連邦のメドведеフ大統領は、ソ連時代を含め同国最高指導者としては初めて千島列島の国後島を訪問しました。これは、ロシアの最高権力者が、同国に不当に併合された日本の領土である千島を、「ロシアにとってきわめて重要な地域」としてこれからも占領しつづけ、領有を固定化しようとする新たな意志表示であり、領土問題の公正な解決に反するこの行為に対して、わが党は厳しく抗議するものであります。

そもそも、ロシアにこうした強硬姿勢を許した根本には、歴代自民党政権が、日ロ領土問題について、国際的道理のない立場と方針で対応し続けてきたという問題があります。領土問題を公正に解決しようとするれば、国際社会はもとより、ロシア国民にも説得力を持った強い論立てが必要になります。

今日の日ロ領土問題の根源は、第2次世界大戦終結時におけるスターリンの覇権主義的な領土拡張政策にあります。1945年2月のヤルタ会談でソ連の対日参戦の条件として千島列島の「引き渡し」を要求し、米英もそれを認め、この秘密の取り決めを根拠に、日本の歴史的領土である千島列島を併合しました。しかも、ソ連は、千島列島には含まれない北海道の一部である歯舞群島と色丹島まで占領したのです。第2次世界大戦終結時に強行された「領土不拡大」という大原則を破った戦後処理の不公正を正すことこそ、日ロ領土問題の根本にすえられなければなりません。

戦後65年たっても日ロ領土問題が、まったく解決のめどすらたっていないのは、歴代自民党政権が、戦後処理の不公正を正せというこの主張を、国際的にも、ロシア（ソ連）に対しても、ただの一度もしてこなかったからであります。

歴代政権は、二重の根本的な誤りを犯して来ました。

第1の誤りは、1951年、サンフランシスコ講和条約第2C項で、千島列島にたいする「すべての権利、権限および請求権を放棄」したことです。この条項は、ヤルタ秘密協定の千島条項を追認した、不公正なものであります。

第2の誤りは、1955年に始まった日ソ国交正常化交渉の中で、日本政府は、突然、それまでの立場を変え、「国後、択捉は千島列島ではないから返還せよ」と主張し、歯舞、色丹と合わせて「四島返還」を要求し始めたことです。サンフランシスコ講和条約で日本が放棄した「千島列島」に国後、択捉が含まれることは、日本政府自身が講和条約と同条約の批准国会で、公に表明してきた解釈であり、それを後から覆す主張は到底通用するものではありません。

意見書案では、「東京宣言」に触れていますが、「東京宣言」をはじめ、90年代以降の日ソ両国政府間での一連の「合意」には重大な問題点が含まれています。

一つは、領土交渉の対象を国後、択捉、歯舞、色丹の「四島」に限定したため、北千島の返還要求は最初から放棄されたままとなっています。

2つ目は、全千島列島が返還されるべき正当な根拠をもった日本の領土であるにもかかわらず、その一部分である北千島を最初から領土返還交渉の枠外に置いたために、残りも部分である南千島（国後、択捉）についても返還を要求する正当な根拠を失いました。

3つ目は、千島の一部である国後、択捉と、北海道の一部である歯舞、色丹という性格の異なる四島を同列に並べ、一括返還の立場をとることによって、歯舞、色丹の早期返還への道を閉ざす結果になっています。歯舞、色丹は、放棄した千島列島には含まれない北海道の一部であり、平和条約締結を待たずに早期に返還されるべきであります。

本意見書案は、「北方領土」を我が国の領土として、民主党に早急な外交戦略の立て直しを求めています。民主党政権がなすべきことは、これまでの自民政権による領土交渉を根本的に再検討し、歴史的事実と国際的道理に立った方針への転換を図ることです。

以上のような点で、本意見書案に対しては、見解の相違がありますが、ロシア大統領の千島列島訪問に抗議するという点で、賛成の立場をとるものであります。

以上で、意見書案に対しての討論を終わります。